

# レジ袋削減をめぐる国内外の動向

\*日本の制度設計への提案\*



広島県三原市内イオン三原店にて。レジ袋は「いらない」のが標準。必要なだけがこのカードを買い物カゴへ。(撮影：瀬口)

地域によっては有料化も進んでいるレジ袋。しかし、東京など大都市圏ではなかなか広がっていません。一方海外に目を向けるとレジ袋削減は、国レベルで進んでいます。国内外の動向をみながら日本の今後の制度設計について検討してみましょう。

## 日本では地域ごとの取り組み

レジ袋は、消費者が「マイバッグ」を持参するという代替案で回避することが可能です。ずいぶん前から、国や自治体の地球温暖化防止やごみ減量のキャンペーンでは、身近に取り組める行動として「マイバッグ持参」が呼びかけられ、スーパーなどでもポイントカードなどが導入されています。

こうした動きを加速したのが、2006年の容器包装リサイクル法改正です。費用負担の議論が紛糾し大きな進展がない中、事業者に対する排出抑制促進措置のいわば「目玉」として、レジ袋が取り扱われたのです。その結果、年間50万トン以上使用する多量利用事業者に定期報告義務が施行令により課されました。これをきっかけに、自治体、市民団体、事業者の連携によるレジ袋削減のための地域自主協定等の動きが各地で始まりました。

2010年(平成22年)の環境省の調査によると、都道府県レベルで協定などにより有料化(無償配布禁止)を実施しているのは、富山県、広島県、大分県など14県、政令市、中核市、特別区では、名古屋市、京都市、杉並区など多数にのぼります。

例えば、大分県では、県下一斉に、2009年6月より、協定による「レジ袋無償配布禁止」を実施しており、2012年2月現在で県内食品販売スーパーのほとんどにあたる30事業者221店舗が協定に参加しています。毎月、県全体、事業者ごと、市町村ごとの「マイバッグ持参率」のデータが県のHPで公開されており、2012年2月現在のマイバッグ持参率は県全体で84.8%にものぼります。



フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパン  
認定 NPO 法人 FoE Japan  
理事 瀬口亮子

環境省の調査でも、有料化を実施している自治体では、実施前は約2割程度だったレジ袋辞退率が、有料化実施後は約8割に達していることがわかっています(次ページ表参照)。割引やポイントも人によってはインセンティブになりますが、「有料」が最も効果的であることが実証されているわけです。

しかし、東京、大阪をはじめとする人口・消費量の多い大都市圏では、有料化等の効果の高い取り組みは広がっていません。また、スーパーのチェーンの中にも温度差があり、コンビニなど店舗数が多く消費量、影響力の大きい事業者は参加していません。地域間、事業者間の積極性の差が大きくなってしまっているのです。自主的取り組みの限界がみえてきているといわざるをえません。

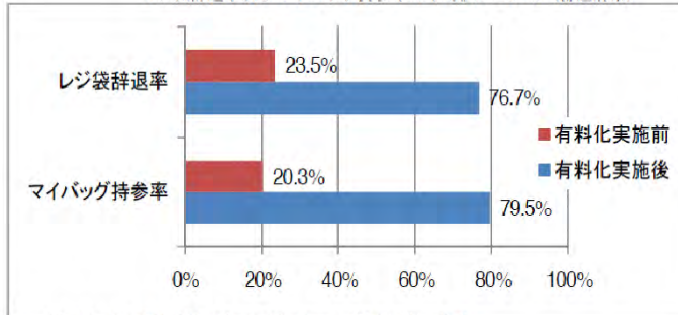
## 国レベルのしくみづくりが進む世界各国

一方、世界に目を向けると、多くの国で、国レベルの削減のしくみづくりが進んでいます。先進国では主に省資源対策、途上国では主に散乱による環境汚染対策が目的で制度を導入しています。

削減の手法は大きく分けて、課税などの経済的手法、無償配布禁止などの規制的手法、そして自発的削減アプローチがあります。以下に主な例を挙げます。

有料化実施都道府県では約 8 割削減  
(それ以前のキャンペーン等では約 2 割)

レジ袋辞退率及びマイバッグ持参率の平均値について (都道府県)



※レジ袋持参率は実施前後双方に回答のあった6件を対象に集計  
※マイバッグ持参率は実施前後双方に回答のあった4件を対象に集計

## 日本における 今後のレジ袋削減に 向けて

地域自主協定により、有料化の効果は実証されているが、地域、事業者により「やる、やらない」の差が広がり、限界が見える日本のレジ袋削減の取り組み。すでに「社会実験」は終わっているのだから、もはや国レベルでの「本番」に入ってもよい時期といえるでしょう。では、どのような手法が考えられるか、以下に挙げてみます。

○世界で  
・2ペー  
デンマー  
→  
・同  
そ  
重量に  
→  
○日本は  
・右列  
一定期間  
→

### 1) 経済的手法

- ◆ **アイルランド：小売店に課税**  
2002年からすべての小売店で使用されるレジ袋に対し1枚0.15ユーロ(2007年より0.22ユーロ)の課税、導入後9割の削減。
- ◆ **デンマーク：製造事業者に課税**  
1994年より「包装税」、重量に応じて製造事業者・輸入事業者に課税、小売店は課税分が加算されたレジ袋を仕入れ、スーパー等では課税分の料金を徴収。導入後約6割の削減。

- A案：容器包装リサイクル法の改正においてレジ袋の無償配布禁止を盛り込む。**
- B案：資源有効利用促進法等において、その他の使い捨て品とともに規制する。**  
(韓国型)
- C案：国レベルの自主協定で、削減手法は規定せずに、辞退率8割程度の数値目標を設定。期限を決めて未達成の場合は有料化を強制導入。(英国型)**

### 2) 規制的手法

- ◆ **韓国：無償配布の禁止**  
「資源の節約とリサイクルの促進に関する法律」の中でレジ袋を含む「一回用品(使い捨て品)」の使用を規制。レジ袋(プラ・紙の両方)については2002年より大手チェーンと環境省の間で自主協定により無償配布禁止の強化。約8割の削減。

筆者個人的には、A案は、現行容リ法の性格にはなじまず技術的に難しいと考えています。理想的にはB案のように他の使い捨て品も含めた規制を実現させたいと考えています。しかし、レジ袋だけを先に行うならば、C案のように、最初は手法を規定せずに、削減数値達成を約束し、段階的に数値を上げながら、一定期間以上目標未達成の場合の担保措置として、強制有料化を規定しておくという方法が、早期の実現には近いのではないかと考えています。

### 3) 自発的削減アプローチ

- ◆ **英国：流通業界と環境省の自主協定**  
2007年、小売業協会と環境省の間で自主協定、削減手法は各チェーンに委ね、2006年比70%削減に向けて徐々に目標設定。25%削減は達成したが50%削減は達成できておらず、政府は規制の法制化を検討中。

なお、制度を検討する上での考慮事項として、プラスチックの袋だけでなく紙袋も対象にすべきではないかという点(紙袋のほうがむしろ重厚で資源浪費型が多い)、すべての小売店を対象とするのか多量排出事業者のみでよいのかという点(本やパンの袋は不要との声多し)などがあります。誰もが気持ちよく、省資源型のお買い物ができる社会に向けて、知恵を絞りたいものです。